

## おむつ替えや授乳ができる 「赤ちゃんの駅」を設置しませんか

埼玉県では、外出中におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の設置を進め、乳幼児を連れた家族が安心して外出できる環境づくりを行っています。すでにおむつ替えなどの備品がある施設は、ぜひ「赤ちゃんの駅」としてご登録ください。また、「赤ちゃんの駅」の設置に伴い、おむつ替えや授乳などのための備品の整備に対し、補助金を交付しています。

なお、9月には登録施設を携帯電話から検索できるホームページを開設するほか、県のホームページなどでも広くPRしていきます。



- ▶ **補助対象施設** 民間企業・団体（例：店舗、事務所、病院など）
- ▶ **補助対象備品** おむつ替えを容易にするための備品（おむつ交換台、ベビーベッドなど）、授乳を容易にするための備品（いす、テーブル、ついたてなど） など
- ▶ **補助金額** 1カ所あたり10万円を上限（1施設10カ所まで）
- ▶ **申し込み** 7月30日（金）必着
- ▶ **問い合わせ** 埼玉県少子政策課子育てムーブメント担当  
☎048-830-3343 ホームページ<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/akachan-st-main.html>

## ～埼玉県と群馬県が連携開始・子育て家庭をますます応援～ 群馬県の「ぐーちょきパスポート」も 利用可能になりました

中学生までのお子さんがある世帯や妊娠中の方がいる世帯が利用できるパパ・ママ応援ショップ優待制度。協賛店舗数は日本一の12,254件（平成22年5月末現在）です。

このたび、埼玉県と群馬県との連携が始まり、パパ・ママ応援ショップ優待カードに加え、群馬県の「ぐーちょきパスポート」も利用できるようになり、現在配布中です。これからは、埼玉県では「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を、群馬県では「ぐーちょきパスポート」をご愛用ください。

- ▶ **配布対象** 18歳に達して最初の年度末を迎えるまでの子どもおよび妊娠している方のいる家庭
- ▶ **配布場所** 市役所子育て支援課
- ▶ **問い合わせ** 同課子育て支援担当（内線292）または埼玉県少子政策課子育てムーブメント担当（☎048-830-3343）



## 父子家庭の方にも 児童扶養手当が支給されます

これまで母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当について、次のいずれかに該当する子どもを育てている父子家庭の方にも8月1日から児童扶養手当が支給されます。

- ▶ **支給対象** 次のいずれかに該当する子どもを育てている父
  - ・ 父母が婚姻を解消した子ども
  - ・ 母が死亡した子ども
  - ・ 母に一定の障害がある子ども
  - ・ 母の生死が明らかでない子ども
  - ・ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで妊娠した子どもなど）
- ▶ **注 意** 次のような場合には支給対象となりません。
  - ・ 申請する方などが所得限度額を超えているとき
  - ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有さないとき
  - ・ 申請する方が公的年金を受けられることができるとき
  - ・ 子どもが父または母の死亡により支給される公的年金を受けられることができるとき
  - ・ 子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっているとき
  - ・ 子どもが児童福祉施設などに入所しているとき
- ▶ **申請方法** 11月30日（火）までに子育て支援課（8月～11月分の手当は12月に支給）  
※11月30日を過ぎると申請の翌月からの支給となり、8月～11月分の手当は受けられませんのでご注意ください。
- ▶ **問い合わせ** 同課子育て支援担当（内線292）または子育て総合支援窓口☎556-2011

## ご存じですか 行田市ひとり親家庭等児童養育手当

- ▶ **支給対象** 満6歳に達した日の翌日以降最初の4月1日から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかに該当する子どもと同居し、監護している保護者または養育者
  - ・ 父母が婚姻を解消した子ども
  - ・ 父または母が死亡した子ども
  - ・ 母が婚姻によらないで妊娠した子ども
- ▶ **注 意** 次のような場合には支給対象となりません。
  - ・ 保護者の市町村民税の所得割が課税されている世帯
  - ・ 生活保護を受給している世帯
- ▶ **問い合わせ** 子育て支援課子育て支援担当（内線292）または子育て総合支援窓口☎556-2011